

学籍簿管理システムの運用について（通達）

制定 令和4.12.20 例規学・情第30号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、令和5年1月4日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

1 趣旨

この通達は、京都府警察情報管理システム運用管理要領の制定について（平成28.9.30：例規情第40号）の例規通達第2の11に規定する京都府警察ポータルサイトを利用して行う学籍簿管理システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において、「学籍簿管理システム」とは、京都府警察学校規程（昭和30年京都府警察本部訓令第16号）に基づき作成する京都府警察学校における初任科生、初任補修科生及び一般職員初任科生の修業成績評価である学籍簿の作成に必要な情報登録及び閲覧を行うためのシステムをいう。

3 準拠

学籍簿管理システムの運用については、京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号。以下「システム訓令」という。）その他の規程によるほか、この通達の定めるところによる。

4 運用管理体制

(1) 学籍簿管理システム管理責任者

ア 警察学校に学籍簿管理システム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警察学校長をもって充てる。

イ 管理責任者は、システム訓令第7条に規定するシステム管理者である情報管理課長との連携を密にして、学籍簿管理システムの適正な運用に努めるものとする。

(2) 学籍簿管理システム運用管理責任者

ア 各所属に学籍簿管理システム運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。

イ 運用管理責任者は、自らの所属における学籍簿管理システムの適正な運用に係る事務を総括するものとする。

(3) 学籍簿管理システム運用管理副責任者

ア 各所属に学籍簿管理システム運用管理副責任者（以下「運用管理副責任者」という。）を置き、警察本部（京都市警察部を含む。）の所属にあっては次席、副隊長又は副所長を、警察学校にあっては副校長を、警察署にあっては副署長をもって充てる。

イ 運用管理副責任者は、運用管理責任者の事務を補佐するものとする。

5 システムへの登録

(1) 登録

学籍簿の登録は、学籍簿管理システムにおいて、別表に掲げる登録事項を入力することにより行うものとする。

(2) 登録担当所属

学籍簿の登録を担当する所属は、警察学校とする。

(3) 登録担当者

管理責任者は、警察学校職員のうちから適任と認める者を登録担当者として指定し、修業成績評価の登録を行わせるものとする。

6 アクセス範囲

学籍簿管理システムのアクセス範囲については、次のとおりとする。

(1) 管理責任者等

ア 管理責任者は、全所属の職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

イ 管理責任者が指定する職員は、管理責任者が必要と認める範囲内において、他の職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(2) 運用管理責任者

運用管理責任者は、自らの所属の全職員（兼務者を除く。）に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(3) 運用管理副責任者

運用管理副責任者は、自らの所属の全職員（所属長、上位階級者及び兼務者を除く。）に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(4) その他の職員

(1)から(3)以外の職員は、自らが評価の登録を行う職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

7 細部事項

この通達に定めるもののほか、学籍簿管理システムの運用に関し必要な細部事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

別表

学籍簿の登録事項
氏名、生年月日、職員番号、性別、採用時年齢、入校歴、修業成績（学科試験、術科試験（一般職員初任科生を除く。）、学科・術科試験合計、勤務考查、総合成績、順位）、修学状況（休暇、欠講、その他、摘要、表彰等、処分）、所見、特記事項（入校中の傷病・健康上の問題、既往症、その他）、評定者等